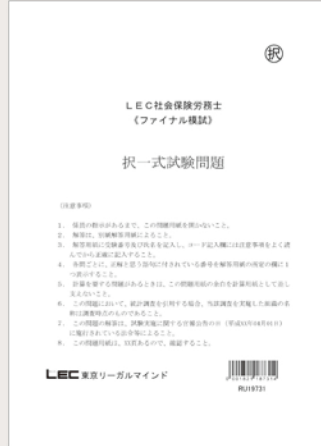




本番のリハーサル

# ファイナル模試

難しすぎる問題は要らない。  
この時点で必要なのは、直前**予想**、  
最新の**改正法**の確認、そして、**頻出**事項の総復習。



## LECの解説レジュメは復習に最適!

**POINT** 問題文と解説が見開き

**POINT** 重要度を明記

**POINT** 参照テキストページを、各肢ごとに明記

**POINT** 類似の論点もポイント解説

**POINT** 解説冊子にも問題文を再掲

**POINT** 全体のポイント解説

**別売**  
「**権島講師の模試詳細分析講義**」で、  
さらにステップアップ! ▶ P.42

LEC 東京リーガルマインド 社会保険労務士 ファイナル模試

第一問 問10 健康診断等

**解説 B**

**解説** 本問におけるそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって誤っている記述はアとオの2つであるため、Bが解答となる。

**ア 誤** 本肢の記述については、**140年間**保存しなければならない(法66条1項、法66条の2、石綿障害予防規則36条、同則37条)。

**イ 正** 本肢のとおりである(法45条の2第2項・47項)。

**ウ 正** 本肢のとおりである(法61条)。

**エ 正** 本肢のとおりである(法66条の4、法61条の2)。

**オ 誤** 面接指導は対象となる労働者の申出により行うものとしており、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が、1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者(ただし、1月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く)である(労働者からの申出があったときには、遅滞なく、事業者が行わなければならない(法66条の8、法62条の2第1項、法62条の3第1項・3項))。

**CHECK** 労働者の健康診断受診義務

事業者は、労働安全衛生法の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。  
 ① 事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けなければならない場  
 ② において、他の医師又は歯科医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

**Pick up!**

**ファイナル模試が、Web (スコアオンライン) でも受験できます!**  
 「会場受験」の方も「自宅受験」の方も**「Web (スコアオンライン)」でも受験できます!** 自宅受験の場合、成績処理がありませんが、Web (スコアオンライン) で解答すると成績処理を受けられます。会場受験の都合がつかなくなった場合にもご活用ください。

※会場受験でお申込の方、自宅受験でお申込の方ともに、Web (スコアオンライン) 受験をご利用いただけます。※会場受験で解答を提出した方が、重複してWeb (スコアオンライン) でも解答を提出した場合、会場受験で提出したマークシートの解答により成績処理いたします。※Web (スコアオンライン) 受験の解答期限は、P.21をご参照ください。